核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書

広島・長崎の原爆投下から77年目になる。私たちのまち、雲南市は、自らが被爆に遭いながら、世界平和を訴え続けられた永井隆博士のふるさとであり、「平和を」の都市宣言を行い、世界の恒久平和と核兵器の廃絶をめざしている。 ふたたび被爆者をつくらないために、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被爆者はもとより、雲南市民の悲願である。

核兵器禁止条約は批准国が50を超えたことにより令和3年1月22日に発効した。その後も批准国は増え続け、現在66か国・地域が批准している。

この条約は第1条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」をいかなる場合にも禁止しており画期的な内容である。そのような中、本年2月24日、ロシア軍がウクライナに対し軍事侵攻を開始し、核兵器の使用をほのめかし世界を威嚇したことは断じて許されない行為である。このような行為が起こらないためにも核兵器は絶対に無くさなければならない。

今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け主導的役割を果たすべきである。

そのため、日本政府および国会に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月28日

島根県雲南市議会